

中山間地域振興対策特別委員会 審査方針

1 趣 旨

本県では初の議員提案条例である「中山間地域振興条例」に基づき、中山間地域の振興対策に重点的に取り組んでいるが、過疎化や高齢化の一層の進行により、中山間地域を取り巻く環境は厳しさを増している。

条例制定から5年を経過した今、厳しさを増す中山間地域の実態と振興策について調査研究を行い、活力ある中山間地域づくりに資する。

2 対象地域

(1)地域振興5法の適用地域

(過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、半島地域、離島地域)

(2)農林水産省の農業地域類型区分の地域(山間農業地域、中間農業地域)

(3)上記(1)(2)に類する農山漁村地域

3 審査方法

(1)現地調査視察に重点を置いた調査活動を実施し、県内各地域の声を把握し、中山間地域の抱える最重点課題や問題点を抽出する。

(2)現地調査視察を踏まえ、審査項目ごとに、参考人からの意見聴取、執行部からの説明・質疑等をもとに審査を行いながら、課題や問題点に対する対応策等について検討する。

(3)審査の過程において、必要に応じて県外調査視察を実施する。

(4)こうした審査をもとに、委員間による検討協議を重ね、政策提案として取りまとめ、執行部に提言する。

委員会…参考人意見聴取、執行部施策説明、委員検討協議
視 察…県内、県外
提案書…執行部へ政策提案

4 審査項目

(1)福祉・生活サービス対策(地域振興部、健康福祉部)

独居老人や高齢者世帯が安心して日常生活が送れる支援体制の整備

- ・見守り・支え合い体制の確保《社協活動の強化、新たなネットワークづくり》
- ・高齢者の交通手段の確保《買い物、通院、年金受給、緊急時の対応、宅配等》

(2) 生活基盤の維持確保 (地域振興部、環境生活部、土木建築部)

日常生活環境の確保

- ・携帯電話不感地域の解消及び合併処理浄化槽の整備

地域内の生活基盤の確保

- ・中山間地域内の生活道路の整備
- ・身近な生活交通システムの整備《バス路線の確保、離島航路対策》

(3) 地域住民主体の地域づくり (地域振興部、農林水産部)

地域間の連携

- ・集落機能維持対策《集落間での機能維持、広域的な組織づくり》

地域の拠点づくり

- ・拠点地域対策《分散している機能の集約、滞在型交流の促進》

(4) 地域資源を活用した産業振興 (地域振興部、商工労働部、農林水産部)

地域の特性を活かした産業の振興

- ・担い手確保対策《経営体の強化(法人化など)、UJIターンの推進》

産業の競争力の強化対策

- ・流通対策《農商工連携、近郊への流通システムの確立、6次産業化の取組》

(5) 鳥獣被害防止対策 (地域振興部、環境生活部、農林水産部)

- ・鳥獣被害防止対策《有害鳥獣捕獲》

5 日程

H23年	7月 8日	委員会設置	
	9月 8日	委員会	審査方針決定
	10月 末	委員会	審査(1回) 執行部から中山間地域の現状説明
	11月		県内視察(県央部・東部・西部・北部)
	12月		〃
H24年	2月	委員会	審査(2回)
	5月	委員会	審査(3回)
	7月	委員会	審査(4回)
	9月	委員会	審査(5回)
	10月	委員会	審査(6回)
	11月	委員会	審査(7回) 政策提案取りまとめ
	12月		委員長報告(本会議)
			県外視察については必要に応じて実施